

文献資料
紹介
〈第7回〉

屋久島憲法考

山本 秀雄

「屋久島憲法考」と題したが、始めにおことわりしたいのは、文献資料に「屋久島憲法考」というのがある訳でなく、二つの「おきて」書を取り上げるに題したまでのことである。

前回に掲載した『屋久島規模帳』も、江戸中期の屋久島支配の基準書で、江戸末期まで大きな実効を挙げたもののようで、例えば明治の改革「地租改制」に端を発した山林所屬問題「訟訴事件」を考えても察しがつくことで、『規模帳』は正に時の屋久島憲法であった。

又『楠川文書』の中に「鉄砲改メ」「流人改メ」「切支丹改メ」など、多くの達示が見られるが全て規則書で同様の意味をもつものといえよう。

今回紹介する『屋久島置目』や『屋久島国有林経営の大綱』も、その時代において屋久島管理の基本的規則として重要な意味をもつもので、屋久島ではこれ等を主に「屋久島憲法」と呼んでいる。このことは必ず「謹み守るべき」厳しい「さだめ」であったことがうかがい知られ、昔を今に圧政として云い伝えていることは、これが正しく守られたためであろう。

まづは『屋久島置目』であるが、文禄四年（一五九五）七月四日、島津義久・同義弘連署して 島津右馬頭以久（当時種子島・屋久島領

主）に宛てた掟書で、内容は屋久杉材の取扱いが主で五項目から成っている。

『大日本古文書家わけ之十六ノ三』東大史料編纂所昭和四十六年発行本から左に全文を引用させて頂く。

屋久嶋置目之事

- 一 公儀之事者不及申、於国元材木用段之時者、いかほどなりともざいもくさしあけらるべきこと程成共材木可被差上事、
- 一 他国ニ材木つかハされまじき事、付他国より材木買船付られまじき事、
- 一 屋久嶋於細子之儀者、如先規、使者差下、可致其沙汰事、
- 一 大仏之材木、御糺明之時、被付記候 諸木弥々別儀有まじく候事、
- 一 材木商売之儀、此中ニ不相替、可有分別者也、

文禄四年七月四日

義弘
龍伯（花押）

右馬頭殿
（島津以久）

（以上）

第四条は秀吉の京都大仏方広寺の用材として、屋久杉使用関係を知る注目される条目である。又天正十四年（一五八六）秀吉の命によって、屋久杉伐採が始まったといい、当時『屋久島掟条々』（未見）も出されたというが『掟条々』のことは、鹿児島県史第一巻に義久の規定として記されている。

次に『屋久島国有林経営の大綱』についてふれるが、今俗に「屋久島憲法」と称するのはこのことで、大正十年五月、山林局通牒林第一五四一号によって宣明にされた屋久島国有林の経営方針である。

この経営方針の発令された経緯を充分に説明することは、紙数のい

ることでは出来ないが、簡単に記せば、
明治三十七年農商務大臣を相手に、島民が提起した「不当処分取消並三国有林下戻請求の行政訴訟」が、十六カ年の永い係争の末に敗訴に終わった。多額な経費を必要としたために、部落間の対立感情が高まり、島民に不穏な空気が漂って来た事に政府は積極的に社会不安を除く必要上、地元の経済安定確立のために策定したが、四項目からなる『屋久島国有林経営の大綱』であったという訳である。以下に全文を掲げるが引用の書は、昭和四十六年、水利科学研究所発行の『森林開発と自然保護』による。尚同書は『屋久島国有林経営の大綱』となっており、先の方針と記したのは地元資料に取ったものである。

屋久島国有林経営の大綱（山林局通牒林第一五四一号）

(一) 屋久島国有林は地元民生業の状態にかんがみ、地元村ならびにその住民将来の発展に資するため特殊の施設計画を定める必要あるをもって、この主旨に基づき面積四万二千町歩の国有林中保護林ならびに純官行施業林の範囲に属するもの、

すなわち奥岳の部分を除きいわゆる前岳約七千町歩につき特別作業級を設け、この地域についてはとくに地元住民の利益となるべき取り扱いをなすこと。

(二) 前項特別作業地域は以前その全部に委託林を設立して地元住民に自家用薪炭林を譲渡、稼業用として必要な薪炭材は特売して地元民生業の便宜をはかり、のち漸次民力の進むに従ってその一部に部分林を設定し開墾に適する箇所はこれを貸し付けるなど民力の発展に資するの方針をとること。もつとも全島民有地の現況よりいときは、その一部は不要存置林として処分するの必要あるやに認めらるるも、住民生活の現状、およびその他の事情にみるときは、いまだその時期に達せざるをもって、右は将来適当の時期をまちて徐々に画策すること。

(三) 奥岳に属する地域において伐採ならびに造林事業とももつばら官行によるといえども、その実行に当りては、できるだけ地元の就業を誘導すること。右地域内におけるモチの木（ヤマグルマ）については、施業上特別の注意をはらい、モチの製造は将来といえども地元民生業上重要な地位を占めるよう原料の供給につとめること。

(四) 屋久島においてもつとも不便を訴えつつある道路については、国有林施業の必要と地元民の便宜とを考慮して適当に施設するほか、島の周辺を連絡する道路についても、また同島の地況、上国有林に利益を与えること少なからざるをもつて、費用分担上相当の考慮を加うること。

こうして屋久島の国有林は、この通牒の線にそって島民の期待を背負い、積極的に活動を始めた。（『森林開発と自然保護』）

屋久島の営林署は大正十年から国有林の施業案編成に着手し、島民の習慣・慣例を大事に前岳に特別作業区を設定し、薪炭林や開墾地、モチの製造等、地元民の就業を促進するほか、道路網を整備すること島民の利益が計られることになった。

『屋久島国有林経営の大綱』は、島民生活の安定を基本にした他に例を見ない、重要な意味をもつもので「憲法」といわれる所以でもあろう。

あとがき

屋久島の二つの（掟書）を取り上げたが、一つとも森林関係である。如何に森林が宝であり、屋久島がその宝に依存して来た島であるかを、知る貴重な資料といえる。

前述の『森林開発と自然保護』に『屋久島国有林経営の大綱』を「屋久島憲法」と書かれている意味もうなづけよう。大綱が島民の要求を基本にしたというだけに尚さらである。これはまた永い歴史と島民の血涙から得られたものであることも忘れてはならない。

『置目』は四百年近くも前に屋久杉の取り扱いを定めたもので、時代を下るに従って伐採は増加される。それに伴って掟も改正を重ねたものである。前回の『規模帳』を中にして、三つの資料がそれを教えてくれる。

ついでに種子島氏治下の掟にこれを見ると『種子島家譜』に、天正二年（一五七四）「時堯置文」のことがあり、また『屋久島三郡地頭牧家図』に、天正十九年（一五九一）四月の『屋久島中掟』のあったことも知られる。同系図は屋久島向けの法令書であると記している故に、左にこれを抜萃してみよう。

屋久鳴中掟

牧左京進三郡中之事何篇可申附候条、各無油断、以相談一々可被相調事、左四ヶ条略之並同五月二十八日、七月十一日文書兩通有之。

右の通り系図から肝心の掟四ヶ条が省略されているのは惜しい。

当時は屋久島経営の中心地は宮之浦であつたと思うが、一所管理は海陸交通の未発達で困難を極めたことが予想される。大永年中種子島氏は長田の城を改築し、楠川と吉田に城を築いているが、島津に組したため反勢力に備えた防衛上のことで、島を往来した文書の最も多かつた時代と思えるが、時の代官家の家乗に知られる外は見るとは出来ないが、多くの島民の姓に昔の役人の姓を見るし、また任地去るに島の地名を姓にした代官家のあることは何を意味しようか。

こんなこと



青森県教育界の若獅子、黒石中学校にこの人ありと知られた「まごじら先生」こと木村将人先生については、本誌第五号、第六号の「山水会だより」でもご紹介しましたが、最近いただいた先生の個人通信紙「信愛勇」第241号に、同中学三年生二百二十名の修学旅行のことなどが興味深く書かれています。

過去の修学旅行に際しては喫煙、

シンナー、飲酒、深夜抜け出し等の実績もあり、ほとんどの先生方がハラハラしておられた中で、わが「まごじら」先生、生徒指導主任という立場でありながら、「生徒に不完全燃焼させたくない。やりたいことは大いにやれ、とハラをくくり」、「教師は生徒によってのみ変わり成長できるのだ。黒中の先生たちをうんと成長させてやってくれ」と、この二つの思いがズッシリと心を貫いていたところ、今回は実に気持が楽で夜もぐっすり八時間は眠らせてもらい、子どもたちはチラチラと規律違反を見せはしても、先生と目が合い、ニヤリと笑い合えばそれ以（次ページへ）

村落の秩序、民力増強を図るに必要であった管理上の縁故づくり（島従兄弟）の一面ものぞかれるし、信頼された掟の運用があったあかしではないか。

島津氏の屋久島代官配置は、寛永十九年（一六四二）——島津氏は慶長四年（一五九九）に種子島氏から借地したが返すことなく支配は続いた——で、屋久島奉行は元禄八年（一六九五）に置かれたが、常駐は宝永五年（一七〇八）、イタリア人宣教師シドツチ神父の上陸の年からであった。幕府が切支丹禁教、鎖国政策を掲げていた時代で、以後、幕末まで屋久島管理の最高役人であった。今『職掌起原』昭和四十一年鹿児島県史料集（VI）から屋久島奉行を引いて紹介する。

屋久島奉行

屋久島の儀は元来種子島氏領分にて候 処、其後領地御繰替有之候、又慶長四年（一五九九）種子島領に復し候節、屋久恵良部の両島は暫御借地となり不被返下候、然共其砌より役人被召置候儀所見無御座候、寛永十九年（一六四二）壬午以来に至屋久島代官相見得申 候、其後連々相勤来 候 処、元禄八年（一六九五）己亥九月屋久島代官南郷仁右衛門久武、丸田三右衛門実親を御免にて別に曾木甚右衛門重寛、塩津正左衛門長春を屋久奉行 被仰付 候、宝永四年丁亥迄は屋久奉行、同五年戊子には屋久島奉行、同六年癸丑より屋久島奉行は諸役人誓詞に御役名相見得申 候、左候て屋久島えは押役被差遣迄にて御座候 処、宝永五年於彼島異人相捕 候節より、押役は被相罷屋久島奉行一人つつ在島被仰付候、正徳二年（一七一三）壬辰正月五拾石以下には御役料銀四枚可被下旨被相定 候。

こんなこと



（前ページから）上ハメをはずさず、結局、意に反して何事も無い状態で帰校できたのだそうです。

さて、ところで、この黒石中学校の今年の修学旅行で、陰ながら一役買っていたのが、なんと、わが屋久島特産の自然万能薬『恵命我神散』だったとのことで、実はこれをご紹介したかったのですが、以下、『信愛勇』から、原文のママ。

この旅行に際して同行の保健主事の先生から、どんな薬を持って行けばいいか相談を受けたのですが、私はただ一言、

「我神散」

日頃から我神散の効力を知って、大量に買い求めて持参しました。私も、我神散工場長の山本さんや牧正人先生、牧良平先生からいただいたの、それをたくさんもっていったのでした。そして、

「先生、ハラいたい」

「ホレ、我神散」

「頭がイタイ」

「ハイ、ガシンサン」

「バスに酔った」

「ガシンサンのめばなおります」

「足が疲れて痛くなってきた」

「ガシンサンをのみなさい。胃腸のつかれがとれば足のつかれもなおります」

こんな調子で片っ端から我神散攻めです。

そして、不思議なことに、というよりも、当然のことなのですが、見事に全員が治ってしまうのです。

先生方の食いすぎのみすぎ睡眠不足にも大いにすすめました。こちらは効果は半々といったところ。

信じる者はさいわいである。

信じない者はザアマミロ。

私はハラの中でペロリと舌を出していたのでした。

余談になりますが、この屋久島特産の恵命我神散を25度の甲類焼酎につけた我神散エキスはこれまた万能薬として重宝していて、私は大量に作って小型のスプレーに入れて、シュッシュと生徒たちにかけてやっています。ほしい人には小ビンに分けてあげています。